

スマートフォンアプリで 市税等の納付が できるようになります！



4月1日からスマートフォンを利用して市税等の納付ができるようになります。スマートフォンで納付書のバーコードを読み取り、アプリを通して登録した口座から市税等を納付するというもので、今までのように、コンビニエンスストアや金融機関などに出向かなくても納付することができます。

手数料は無料！
安心して
活用ください！



納付できる税(料)

- | | | |
|--------------|-------------|---------|
| ①市県民税（普通徴収） | ④国民健康保険税 | ⑦住宅使用料 |
| ②固定資産税・都市計画税 | ⑤後期高齢者医療保険料 | ⑧保育料 |
| ③軽自動車税 | ⑥介護保険料 | ⑨奨学金償還金 |

利用できる
アプリ



「PayB」、「みやぎん Pay」など

利用できる金融機関や、利用に必要なアプリについては、右QRコードを読み取って確認してください。



領収書
納税証明書

- ・領収書は発行されません。アプリの取引履歴や通帳記帳でご確認ください。
 - ・納税証明書は原則発送しません。
- ※督促状発送前にアプリを利用して納付された軽自動車税のみ、納付確認後に送付されます。車検のためすぐに必要な場合は、金融機関やコンビニなどで納付ください。

留意事項

- ・納付期限内のバーコード付納付書が必要です。
- ・汚れや破損などのためにバーコードが読み取れない納付書は利用できません
- ・アプリの利用は無料ですが、パケット通信料は自己負担となります。
- ・スマートフォンの端末機によっては、アプリを利用できないことがあります。
- ・アプリで行った取引を取り消すことはできません。異なる納付方法で二重に納付を行った場合は、納付した税(料)の担当課に問い合わせください。



【問い合わせ先】 税務課 (Tel 23 - 0115)、ほけん課 (Tel 23 - 0116)、管財課 (Tel 23 - 0222)、子育て支援課 (Tel 23 - 1278)、長寿介護課 (Tel 23 - 1140)、学校教育課 (Tel 23 - 0424)